令和元年度 第10回全体广議(11月11日開催)

区分

審議 • 報告

案件名 (担当部)

(4) 上下水道事業一元化の実施について「上下水道部・農政部」

■ 提案・報告の趣旨

都市部と農村部の上下水道事業一元管理における統合方法や検討状況等については、これまで2度にわたり産業経済委員会で報告してきた。

今般、固定資産の整理や事業計画等がまとまったことから、上下水道部が事業を引き継ぐにあたり、実施概要について、2019 (令和元)年11月21日の建設文教委員会及び同22日の産業経済委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 地方公営企業法適用(法適用)の必要性

全国的に人口減少による料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大などの経営環境の中で、将来にわたって 持続可能な経営を確保するための基盤の強化が必要であり、国から農村上下水道事業の法適用の要請があったもの。

2 法適用の概要と効果

法非適用から法適用になることにより、「財務」では、単式簿記から複式簿記へ、「組織」では、市長の下での事業運営から、管理者の下での事業経営に変わる。法適用の効果では、①経営状況・財政状況の的確な把握ができることや、②管理者のもと、中長期的視点で自主・独立性をもった経営が可能となる。

3 農村上下水道事業の一元管理

農村上下水道事業の法適用に併せ、すでに法適用されている上下水道事業と一元管理するため、事業の移管として、水道・下水道事業会計それぞれに簡易水道事業と農村下水道事業の「款」を設定するほか、農村上下水道事業に従事する農政部の職員数を上下水道部に移管する。

4 一元管理による効果

①受付窓口の一本化による市民負担の軽減、②技術職員等の効率的な配置による知識や情報の集約・蓄積、③指揮系統の一本化による防災体制の強化、④資器材等の弾力的運用による業務の効率化、⑤一体経営による財務・経理処理の効率化、⑥同一電算システムの利用による導入費や保守料の削減

5 水道料金•下水道使用料

従来から市内同一に設定しており、収支不足分はこれまで同様、一般会計からの補てんにより、同一の料金・使用料を維持。

6 これまでの主な取組状況

農村上下水道事業について、①法適用に向けた固定資産の調査・評価を実施、②投資事業及び収支見通しを策定し、おびひろ上下水道ビジョン(原案)に反映、③上下水道部災害対策計画等に反映中、④企業会計システムを構築中

■今後のスケジュール

2020 (令和2) 年4月からの一元管理実施に向けて取り組んでいく。

- ・2019(令和元)年12月 条例、規則の改廃(農村上下水道事業の法適用に伴い、関連条例を整備する。)
- ・2020 (令和2) 年2~3月 市民周知、電算システムの設定、書類・備品の移設等

■ 審議結果

同内容で、11月21日建設文教委員会、同22日産業経済委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

特になし